

奈良県公報

目次

ページ

条例

一

○卸売市場法施行条例及び奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する

条例
(農政課)

公布された条例のあらまし

◇卸売市場法施行条例及び奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

卸売市場法の改正により、次の条例について、同法の条項を引用する条文の整備を行つこととした。

- 1 卸売市場法施行条例
- 2 奈良県中央卸売市場条例

この条例の施行期日は、規則で定めることとした。

条例

卸売市場法施行条例及び奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布

する。
平成十八年四月二十日

奈良県条例第一号

卸売市場法施行条例及び奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
(卸売市場法施行条例の一部改正)

第一条 卸売市場法施行条例(昭和四十七年三月奈良県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第五条第一項第一号中「資本」を「資本金」に改める。

第十条の見出し及び同条第一項中「営業」を「事業」に改める。

第十八条第一項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

奈良県中央卸売市場条例の一部改正

第二条 奈良県中央卸売市場条例(昭和五十二年四月奈良県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項第三号中「資本」を「資本金」に改める。

第二十三条の見出し、同条第二項及び同条第五項中「営業」を「事業」に改める。

第二十七条第三項第三号及び第三十条第二項第二号中「資本」を「資本金」に改める。

附則

この条例の施行期日は、規則で定める。

奈良県知事 柿本善也

【定価】 一ヶ月 三千四百五十円
一部売り 一枚につき四十五円(共に、送料別)

発行 奈良県
奈良市登大路町三〇
電話 ○七四三一三一一〇一〇一〇
印 刷 株式会社 春日
奈良市三条東町九一八
電話 ○七四三一三五一七三三三〇代

本誌は再生紙を使用しています。

